



宮 崎 県 公 報

平成21年1月22日(木曜日) 第 2051 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障害福祉課) 1	頁
○保安林の指定予定の通知……………(自然環境課) 1	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 1	

○道路の供用の開始……………(道路保全課) 1	
公 告	
○軽油引取税に係る免税証の無効公告……………(税務課) 2	
○家畜人工授精講習会修業試験の合格者……………(畜産課) 2	
○県営土地改良事業に係る換地処分……………(農村整備課) 2	
正 誤	
○昭和39年4月10日付け県公報(号外第26号)中…………… 2	

告 示

宮崎県告示第30号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成21年1月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
ダイエー都城駅前店薬局	都城市	薬局	平成21年1月1日

宮崎県告示第31号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年1月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字崩之平 614-7、614-8
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第32号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年1月22日から平成21年2月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年1月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
34	県道	都城串間線	都城市安久町3223番2地先から同市同町3223番2地先まで	旧	5.8 ~ 9.6	30.0
				新	5.8 ~ 9.6 5.7 ~ 8.6	30.0 41.0

宮崎県告示第33号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年1月22日から平成21年2月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年1月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
34	県道	都城串間線	都城市安久町3223番2地先から同市同町3223番2地先まで	平成21年1月22日

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第96条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成21年1月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 免税証の種類
20ℓ券
- 2 用途
木材加工業
- 3 記号及び番号
E7801331～E7801337
- 4 有効期間
平成20年9月8日から平成21年3月7日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
㈱大洋石油 平岩給油所
- 6 紛失年月日
平成21年1月6日

平成20年10月29日から12月2日までに実施した家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成21年1月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 牛
- 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14
 - 15 16 17 18 19 20 23 24 25 26 27 28 29
 - 30 31 32 33 34 35 37 38 39 40 41 42 43
 - 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56
 - 57 58 59 60 61

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、紙屋第一地区2換地区県営土地改良事業（野尻町、県営畑地帯総合整備事業）に係る換地処分をした。

平成21年1月22日

宮崎県知事 東国原 英 夫

正 誤

昭和三十一年四月十日付の県公報（号外第116号）中

ページ	段	誤	正
119	下	(分道沖水栗川設)	(分道沖水川栗設)